

2017年6月 家計簿だより

京都生活協同組合
組織運営部
電話 075-672-6304
FAX 075-661-4311



～今月のおたよりから



※春が来て※

寒さがいつまで続くかとやきもきしていましたがようやく春がきてほっとしています。

3月は母の七回忌でもありましたが、子どもたちが帰省し、4月に入園する二人の孫にそれぞれお祝いなど交際費がかさみました。

母は日常を始末して、孫（私の子どもたち）にはいつもお祝いをはずんでくれたので、マネをしたいと思っているのですが、なかなかできません。（一部省略） (65才)

※救世主※

結婚してからずっと正社員だった事がない旦那さまがこの度4月から正職員になる事が決まりました！今までボーナスも扶養手当もないところにお互い愛車を手放せずに結婚して車2台。そろそろ維持費捻出が難しくなってきたところの救世主です！今よりすこしだけ月々の生活も楽になるのかと思うと、まずは旦那さまの衣類、新調してあげたいと思います!! (32才)

※いい披露宴でした※



2人目の子が結婚しました。披露宴での挨拶は主賓と新郎新婦共通の先輩の二人に絞り、友人や参加していただいた方との会話などの時間をたくさん取った計画でした。ガーデンでのスイーツバイキングもあり、参加していただいた方にも好評で、いい披露宴となりました。費用は両家でほぼ折半しました。

(55才)

※ありがたいこと※

一年分の健康保険と介護保険料を支払いました。必ず支払わなければならないものなので少しでも割引になればと一括で支払いました。大きな金額ですが、以前から痛みのある手は、ばね指とのことで手術することになり日帰りの一時間ほどの手術でしたが3割負担で7千円ほど。やはり保険はありがたいです。

退職後一年間自由にしていた主人の再就職が決まりました。一日3時間半、月10日ほどの仕事ですが、社会とのかかわりがある事。生活に区切りが付き、こづかいもできありがたいことです。 (59才)

※4月からは※

先月に引続き、一人暮らししている娘が、お金が足りない！口座引き落としが出来ないとメールしてくる。毎月返済の奨学金も2か月滞納するとヤバイことになってくる。もうこれが限界、ということで、実家に戻って来ることに。4月からはまた3人家族になります。でもそれはそれで生活費（特に食費）が増えます！ (64才)

☆つつい嬉しくて…が原因です☆

息子が卒園してこの春小学生。小学校入学は幼稚園に比べ出費が少ないですが、それでもやっぱり出費がかさみます。つつい嬉しくて欲しがるものを、いいものを買ってしまうせいもあるのですが（笑） (43才)

～おたよりから その2～



☆せめてもの償いはアイロンシールで☆

今月は車検や、4月からの復職に伴う定期的購入等、大きな出費が重なりました。加えて次男の保育所入所に向けた衣類の購入等…。

長男と次男はちょうど2歳違いで生まれ月も同じため、身長体重の伸びも同じようなもの、と当初予想していましたが、ここにきて「長男保育所入所時は90センチの服」だったのが、次男には大きすぎて80センチの服が必要。保育所入所にはそれなりの衣類枚数も必要なため、今更（しかもワンシーズンでサイズアウト！）80センチの衣類を購入することになり、多額ではないものの何となくショック!!!靴に至っては、あと数ヶ月だしなんとかお下がり履き潰してほしい!!!との気持ちで大きめのサイズをそのまま履かせることに。

長男の時は「新入だし新品がいいよね！」なんて思い色々購入したものの、次男に至っては、昼寝布団までも従兄弟のお下がり。次男よ本当にごめんなさい!!!せめてもの償いで、名札だけはすべてアイロンシールで少し可愛くしました（笑）

（37才）

☆高い…☆

教育費が高いなと思います。特に次女の幼稚園代が高い…。来年になれば小学校へ入学するので、少し抑えられますが、今度は長女の塾代がかかる。仕方ないですね。

（38才）



☆手がかからなくなると☆

今月は子どもの通信教育の1年分の支払いや新しいゲームを買った為、教育費がいつになく高くなりました。手がかからなくなるとお金がかかるというのはホントですね…

（37才）

☆親としての一区切り☆

娘が専門学校を卒業しました。成人式には振袖はいらないと着なかった娘。袴ははいてみたかったの、とバイト代でレンタル。着付けの手配も自分ですべて済ませ、親は式を見に行くだけでした。小さな学校の式はとても穏やかで温かいもので楽しませてもらいました。4月からの社会人生活も無事スタートをきり、親としての一区切りがつかしました。あと、ひとり息子が長い学生生活を続けていますが…

（51才）

☆就活は物入り☆

3月から就活で大阪、東京と目まぐるしく移動している息子の様子に、物入りだとため息が出ます。本人の気が済むことが大事なのかも知れませんが、「そこまでするの」と言いたいのを呑み込んでいます。

（47才）



☆消費者から生産者に☆

今月から太陽光発電を始めました。お金が動くのは来月からです。

売電分は158kwhで4,898円、設備費は6,579円が口座から引落されます。シミュレーションでは毎月235kwh発電して自家消費19kw、売電216kwhで6,696円になるので支払い分はまかなえる予定でしたが、2～3月は太陽があまり出ず、自家消費が36kwと予定より多かっただけで売電分が少なくなりました。持ち出し分は1,000円くらいです。でもこれから日照時間が長くなったらうまくいくと思っています。

全て消費者だった私がちょっとだけ生産者になりました。何か嬉しくワクワクしています。（65才 一部省略）

（事務局より：売電分は122 その他収入で合っています。これから太陽光がエネルギーをたくさん生み出す季節なので楽しみですね。）

受給額はどのくらい違ってくるの？

老齢基礎年金の繰上げ受給と繰下げ受給について

老齢基礎年金は原則として65歳から受け取ることができますが、本来よりも早くから受け取る「繰上げ受給」と受給開始を遅らせる「繰下げ受給」という制度があります。

◎繰上げ受給は最大で5年間前倒しができ、60歳以降1ヵ月単位で受給開始時期を指定できます。しかし本来より早くから年金をもらうということでもあり、満額の年金をもらうことはできません。1度繰り上げると途中で変更はできず、減額された年金を生涯、受け取ることになります。

減額率=0.5%×(繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数)

≪上記の減額に加え、そのほかの注意点≫

- ① 繰上げ支給を行うと、障害基礎年金、寡婦年金は原則として受けられない。
- ② 国民年金の任意加入、追納ができない。
- ③ 65歳になるまでは繰上げ支給の年金か遺族基礎年金のいずれか一方しか受けられない。
- ④ 加給年金や振替加算は繰上げ受給ができず、本来の受給開始年齢から支給される。

◎繰下げ受給も同様に、最長で5年、66歳から1ヵ月単位で受給開始を遅らせられます。

増額率=0.7%×(65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数)

≪注意点≫

- ① 65歳を過ぎて繰下げ待機中に死亡した場合、65歳から死亡した月までの分が「未支給年金」として遺族に支払われる。
- ② 加給年金や振替加算は繰下げができないうえ、繰下げ待機中はいずれも支給されない。
- ③ 繰下げできるのは他年金の権利が発生するまでの間です。65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、遺族基礎年金、障害基礎年金もしくは厚生年金保険や共済組合などの被用者年金各法による年金を受ける権利がある場合は繰下げ請求をすることはできません。

繰上げや繰下げをした場合の一般的な損得勘定は、長生きをした場合繰上げは損、繰下げは得で、長生きできなければその逆になります。人の寿命は予測できないものなので、それぞれにリスクがあります。一度、繰上げ、繰下げの請求をすると、後で取り消しはできず、支給率も生涯変わりません。従って繰上げ、繰下げ及びその期間の決定には慎重な判断が必要です。

***加給年金:** 厚生年金保険の被保険者期間が20年※以上ある方が、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で、その方に生計を維持されている配偶者または子がいるときに加算されます。

***振替加算:** 夫(妻)が受けている老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象者になっている妻(夫)が65歳になると、それまで夫(妻)に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき妻(夫)が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により妻(夫)自身の老齢基礎年金の額に加算がされます。

参考資料：日本年金機構ホームページより

次は年金シリーズ(No.6)です。